

# 秋田県住宅リフォーム緊急支援事業

県では、住宅投資による県内経済の活性化を図るとともに、既存住宅の耐久性・耐震性の向上、省エネ・省CO2対策など、住宅の増改築・リフォームにより、県民が安全・安心で快適な生活が営めるよう居住環境の質の向上を支援します！！



## 増改築・リフォーム工事に対し

### 工事費の

# 10%

### 最大

# 20万円

## 補助します！！

### 〈補助対象者〉

- 県内にお住まいの方で、次のいずれかに該当する方
  - (1) 持ち家住宅（自己所有・居住の住宅）を増改築・リフォームする方
  - (2) 親または子が所有し、自ら居住する住宅を増改築・リフォームする方
  - (3) 親または子の持ち家住宅を増改築・リフォームする方
  - (4) 対象者が所有する住宅で、親または子が居住する住宅を増改築・リフォームする方

### 〈補助対象住宅〉

- 一戸建ての住宅
  - 〔※住宅用車庫、物置含む。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2以上であること。〕
- マンション等の共同住宅（※対象者の専有部分のみ。賃貸住宅は除く。）

### 〈補助対象工事〉

- 次に掲げるすべてを満たす工事
  - (1) 増改築・リフォームに要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む）が50万円以上であること
  - (2) 県内に本店を有する建設業者等が施工するものであること

〔※次に掲げる工事については、補助金の対象としない〕

- (1) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (2) 門・塀等、いわゆる外構工事（別棟の住宅用車庫、物置は除く。）
- (3) 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない費用
- (4) その他、補助金の交付が適当でないと思われる工事及び工事費用

### 〈補助率・補助限度額〉

- 補助対象工事に要する費用の10%に相当する額（ただし千円未満は切り捨て）  
ただし、補助金の額が20万円を超える場合は20万円を限度とする

☆実施期間☆

平成23年3月31日（※）まで

※工事完了実績報告書の提出ができること。（必着）

〔申請の受付は、予算の状況により途中で閉め切る場合がありますのでご確認下さい。〕

詳細情報はこちら↓↓↓

<http://www.pref.akita.lg.jp/>

（県公式HP 美の国あきたネット）



## 各申請等に必要な書類

### 《補助金交付申請》

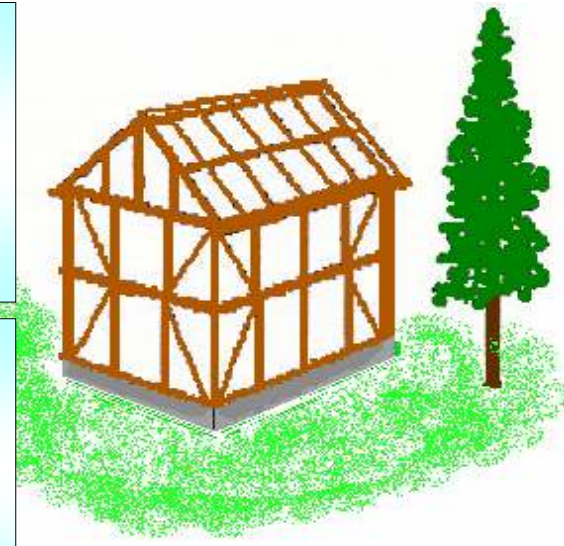
○秋田県住宅リフォーム緊急支援事業補助金交付申請書（様式第1号）

- 添付書類
- （1）工事請負契約書または請書の写し
  - （2）工事内訳見積書の写し
  - （3）補助対象工事を行う住宅又は住宅の部分の工事着手前の写真
  - （4）申請者と住宅の居住者（所有者）が異なる場合は、その関係を証する書類（戸籍謄本等）
  - （5）債権債務者登録票
  - （6）その他、知事が必要と認める書類

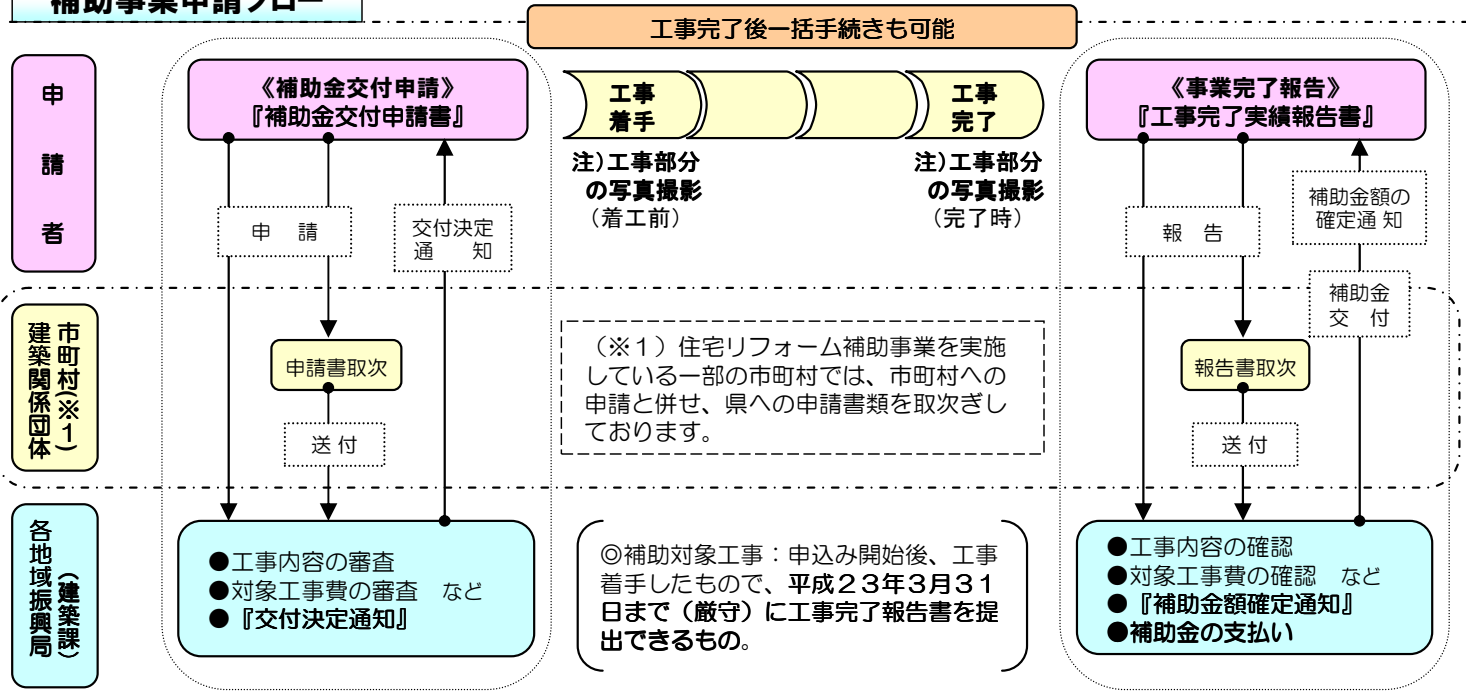
### 《事業完了実績報告》

○秋田県住宅リフォーム緊急支援事業工事完了実績報告書（様式第3号）

- 添付書類
- （1）補助対象工事を行った住宅又は住宅の部分の工事着手前および工事完了後の写真
  - （2）建築基準法による確認済証を受けた工事にあつては検査済証の写し
  - （3）工事内容等に変更があつた場合は、工事請負変更契約書または変更請書の写しと変更後の工事内訳見積書の写し
  - （4）補助金交付請求書（様式第6号）
  - （5）その他、知事が必要と認める書類



## 補助事業申請フロー



## 申込先及び問い合わせ先

◇秋田県建設交通部建築住宅課(TEL 018-860-2561)

○鹿角地域振興局建築課 (TEL 0186-23-2311)

○山本地域振興局建築課 (TEL 0185-52-6103)

○由利地域振興局建築課 (TEL 0184-27-1777)

○平鹿地域振興局建築課 (TEL 0182-32-6206)

○北秋田地域振興局建築課 (TEL 0186-63-2531)

○秋田地域振興局建築課 (TEL 018-860-3491)

○仙北地域振興局建築課 (TEL 0187-63-3113)

○雄勝地域振興局建築課 (TEL 0183-73-6166)

★下記の団体（支部等）でも書類の取次ぎを行っています。

○秋田県建設技能組合連合会 (TEL 018-862-3050)

○(社)秋田県建築士事務所協会 (TEL 018-865-1225)

○(社)秋田県建築士会 (TEL 018-863-6348)

○(社)全日本不動産協会秋田県本部 (TEL 018-833-1219)

○秋田建築労働組合 (TEL 018-865-2291)

○(社)秋田県建設業協会 (TEL 018-823-5495)

○(社)秋田県宅地建物取引業協会 (TEL 018-865-1671)

○秋田県商工団体連合会 (TEL 018-835-8026)

※住宅リフォーム補助事業を実施している一部の市町村では、市町村への申請と併せ、県への申請書類を取次ぎしておりますので、お住まいの市町村窓口にご確認下さい。